

提出書類について(確認用)

*がついている書類は必ず提出してください。

書類名	記入・証明機関	注意事項
*学校管理下災害報告書	本人または保護者	災害発生時の状況などを記入
*口座振込依頼書	保護者	振込希望の口座をが記入
医療等の状況 (別紙3(1))	病院 診療所 歯科医院	病院、診療所または歯科医院で療養を受けた場合に使用します。なお、健康保険の適用のない医療機関では使用できません。 療養月ごとに証明が必要です。
医療等の状況 (別紙3(3))	接骨院 あん摩・マッサージ・指圧師	柔道整復師(接骨院)の施術を受けた場合に使用します。 療養月ごとに証明が必要です。
医療等の状況 (別紙3(4))	はり師・きゅう師	はり師・きゅう師の施術を受けた場合に使用します。なお、診療担当医師の同意を得て、医療保険診療として施術を受けた場合のみ対象となり、診療担当医師の同意書の写しを添付。 療養月ごとに証明が必要です。
治療用装具・生血明細書 (別紙3(6))	病院 診療所 歯科医院 保護者	診療担当医師により治療の必要と認められ、当該疾病の治療中に購入し、装着(関節用装具・コルセット・サポーター等)または輸血した場合、診療担当医師(様式上半分)及び保護者(様式下半分)に証明していただくものです。 ・治療用装具については、装具制作会社や医療機関の領収書の写しを添付 ・生血については、供給者の領収書の写しを添付
調剤報酬明細書 (別紙3(7))	保険薬局	医師の処方箋に基づき、調剤薬局で薬を処方していただいた場合に使用します。 月ごとに証明が必要です。
高額療養状況の届 個人の所得状況がわかる資料のため、封筒(学校名と生徒氏名記入)に入れて提出してください。 学校では開封せずにスポーツ振興センターに提出します。	保護者	1ヶ月の医療費の外来・入院に係る療養・治療用装具代等のいずれかの額が7,000点(7万円)以上となった場合に必要です。 19,200点(192,000円)を超えた場合は、下記の書類も必要です。 ・国民健康保険加入⇒所得課税証明書 ・国民健康保険以外に加入 ⇒標準報酬月額等に関する証明(事業所記載)